

投票環境の向上方策等に関する研究会（第4回） 議事要旨

1 日時

平成26年8月29日（金）14:00～16:00

2 場所

総務省 1階共用会議室3

3 出席者

（委員）磯部座長、秋野委員、卯本委員、大橋委員、小尾委員、
河村委員、小島委員、品田委員、清水委員、廣井委員、
望月委員、山崎委員

（総務省）稲山選挙部長、大泉選挙課長、杉原管理課長

4 議事要旨

各議題の前に事務局より議題の概要を説明

<選挙人名簿対照のオンライン化について>

- ・ 期日前投票における選挙人名簿の対照の際、選挙人が投票済みかどうかをオンラインで確認することは、実務において広く行われている。

<選挙当日における投票区外投票について>

- ・ 選挙人が投票所を選択することができるようになるものであり、利便性が高まるものと考えられる。
- ・ 投票所は必ずしも地域の中心にあるものではなく、隣の投票区の投票所の方が近くにある場合も実態としてある。
- ・ 地方では投票所へ行くために、自動車の利用が前提になっているところもあり、投票所においては、広い駐車場の確保が重要。町の中心の駐車場のない施設よりも、駐車場がある市役所などに高齢者を車に乗せて期日前投票に来る方は多く、当日も投票所を選べることとすれば有効である。
- ・ 投票区外投票により選挙人の利便性の高める一方で、利便を受けにくい方には別の方法でフォローするというような形で対応を組み合わせるのが合理的ではないか。
- ・ 投票区外投票においては、二重投票を防止するために、システムを利用して確認を行うこととなるが、何らかの障害が絶対に生じないとは言えず、運用面でのフォローやバックアップ体制の構築等が課題となる。
- ・ 団体によって公共施設等へのネットワーク敷設状況やセキュリティポリシ

一が異なることから、それぞれの状況を踏まえて導入を検討してもらえばいいのではないか。

- ・ 投票区外投票の下での投票所には全ての投票区の選挙人が訪れるので本人確認が課題となるが、現状からの変更は選挙人の理解を得る必要がある。
- ・ 本人確認については、なりすまし投票が行われると結局本人の不利益につながることや、一般的に本人確認に対する意識が高まってきていることにも留意する必要があるのではないか。

<選挙人名簿の縦覧・閲覧制度の見直しについて>

- ・ 縦覧を廃止した場合でも、異議の申出制度は存置すべきである。
- ・ 縦覧を廃止した場合、選挙人が異議の申出の対象となる名簿登録者を把握できるようにするためには、選挙人名簿の抄本の閲覧について、新規登録者のみを別に抽出すること等が考えられるが、このことは対応可能である。
- ・ 選挙人名簿の登録に関する異議の申出は客観訴訟的なものであり、立法政策上の必要性に応じて期間制限を設定できる。選挙人名簿の登録については早期に安定する必要がある以上、異議の申出の期間については、現行の縦覧期間である5日間とするのが適当である。
- ・ 選挙期間中の閲覧については、市区町村の選挙管理委員会の事務執行に支障が生じないように、登録の確認に限ることが適当である。

<選挙人名簿の登録制度の見直しについて>

- ・ 選挙期間に定時登録を行うことについては、現在でも同時選挙時には選挙期間中に登録を行っており、これと同じなので基本的には対応可能ではないか。
- ・ 登録に関する年齢の基準日について、今回の登録制度の見直しを機に選挙期間中の定時登録については、選挙時登録と同様に選挙日を基準にするような調整を行えばよいのではないか。
- ・ 定時登録の回数を増加すると、名簿を紙で打ち出している選管や名簿の調製を業者に委託している選管においては負担の増加となる場合があり得る。
- ・ 現行制度では都道府県の選挙で引続証明書を提示すれば住民でなくても投票を認めていることもあり、被登録資格を満たした者については登録基準日に住民でなくても例外的に登録するという仕組みにより、定時登録の回数を増加しなくても、同様の効果を上げられるような方策もあり得るのではないか。